

静岡市における ヤマトイワナの保全に関する条例 パブリックコメントの実施について

～静岡市は交雑していないヤマトイワナを保全します～

パブリックコメントの期間

令和8年7月7日(火)～8月6日(木)

1 ヤマトイワナとは

ヤマトイワナはイワナ属の淡水魚類です。アメマスやニッコウイワナ、ゴギと共に4亜種の1種として知られており、静岡市では豊かな自然環境が世界的にも認められている南アルプスユネスコエコパーク内、大井川流域の限られた河川で生息が確認されている希少な魚です。静岡県では絶滅危惧種ⅠA類にも指定されています。



2 静岡市におけるヤマトイワナ

ヤマトイワナが生息する河川では、過去、同じイワナ属のニッコウイワナの放流が盛んに行われたことから交雑が進んでおり、交雑していないヤマトイワナ(以下、単にヤマトイワナという)の生息数や生息地は減少しています。

静岡市ではこれまでヤマトイワナと交雑種の生息地の調査を実施してきましたが、具体的な保全措置を行っていなかったことから、このままではヤマトイワナの生息数がさらに減少してしまう可能性があります。



3 ヤマトイワナを守るために静岡市が行いたいこと

南アルプスにおけるヤマトイワナの保全に関して必要な事項を定めた条例を制定したいと考えています。その上で、静岡市、市民、土地所有者等及び関係事業者が一体となって保全対策を推進し、ヤマトイワナを市民共有の財産として将来に継承していきたいと考えています。



4 条例の概要



① ヤマトイワナの生息地を保全区域に指定します

区域の指定はヤマトイワナの生息地を明らかにした上で、土地の所有者や占有者、国、県からの同意を得て行います。



② 保全区域への立入りやヤマトイワナの捕獲・殺傷・放流及び遺棄・譲受けを原則禁止とし、許可制にします

保全区域内での立入りやヤマトイワナの捕獲・殺傷・放流及び遺棄・譲受けを原則禁止とし、許可制にします。無許可での保全区域への立入りや虚偽の申請を行った場合は措置を行い、状況に応じて立入り調査を行います。



③ 無許可での立入り等については罰則があります

許可を受けずに保全区域内への立入り等を行った場合や虚偽の報告等を行った場合に5万円以下の過料を徴収します。

今回の条例制定に際し、市民の皆様のご意見を幅広く反映したいと考えています。環境共生課宛てに意見応募用紙を郵送又はFAX送信していただくか

こちらからご協力を
よろしく願います。



お問合せ先

静岡市環境共生課 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 電話 054-221-1357 FAX 054-221-1492